彦根市障害福祉計画

平成 21 年度~23 年度(第2期)

一人ひとりの幸せをみんなで創ろう ~安心と生きがいのある地域社会の実現~

彦 根 市

国 次

第	1	章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	1		
	2		
	3		
		(1) 第2期計画に向けた変更点	
		(2) 国における第2期計画に向けた考え方	4
	4		
	5	7741.4	
	6	障害福祉サービスの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第	2	章 障害者数およびサービスの利用状況······ 7	7
-1-	1		
	1	(1) 身体障害者手帳交付者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2) 療育手帳交付者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(4) 特別支援学校の児童生徒の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
		(5) 特別支援学級の児童生徒の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	2	-	
		(1) 自立支援給付1	
		(2) 地域生活支援事業1	
	3	460 (4)(4)	
		(1) 自立支援給付1	
		(2) 共同作業所2	1
		(3) 地域生活支援事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1

第	3 章	章 基本理念と基本的考え方
	1	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2	基本的考え方・・・・・・・・・・23
	3	重点推進施策・・・・・・・・・・・・24
		(1) 共に進めるしくみづくり ~相談支援体制・ケア体制~・・・・・24
		(2) 安心できる暮らしの創造 ~在宅サービス・住まいの場~ … 28
		(3) 自らが望む人生の実現 ~昼間の活動の場・就労(働くこと)~・・30
<i></i>	. 4	
第	4 톸	章 数値目標
	1	入所施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・32
	2	入院中の精神障害者の地域生活への移行・・・・・・・・・33
	3	福祉施設から一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・・・33
第	5章	き サービス見込量と確保のための方策······34
	1	障害福祉サービス等の必要な見込み及び見込量確保のための方策・・・34
		(1) 訪問系サービス34
		(2) 日中活動系サービス・・・・・・・・37
		①生活介護 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		②自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・・・・・・・・39
		③就労移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
		④就労継続支援(A 型・B 型)・・・・・・・・・・・42
		⑤療養介護 · · · · · · · · · 44
		⑥児童デイサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
		⑦短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

	(3) 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
		①共同生活援助、共同生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
		②施設入所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
	(.	4) 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
		①サービス利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
	(5) サービス見込量総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・53
	2 封	上域生活支援事業の必要な見込み及び見込量確保のための方策・・・・・56
	(1) 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
	(2) コミュニケーション支援事業・・・・・・・・・・・・59
	(3) 日常生活用具給付等事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(.	4)移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
	(5) 地域活動支援センター機能強化事業 ・・・・・・・・・・・・・・・65
	(6)任意事業 · · · · · · · · · · · · · · · · 68
		①日中一時支援事業······68
		②訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
		③社会参加促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(7) サービス見込量総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・72
第	6章	計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・ 73
	1 言	
	2 青	ト画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
参	考資料	\$P\$
	1 彦	移根市障害者福祉推進会議専門委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・75
	2 彦	移根市障害者福祉推進会議専門委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

障害のある人の福祉サービスは、平成18年4月から従来の支援費制度にかわり「障害者自立支援法」が施行され、施設や事業を再編して、障害の種別に関わらず障害のある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。また、市町村において3か年度を1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

このような状況を踏まえ、本市でも平成 18 年度に「彦根市障害福祉計画」 を策定し、計画の推進に努めてまいりました。

障害者自立支援法が施行され3年が経過しますが、障害のある人の就労を含む所得保障の整備が不十分であることや障害程度区分の認定方法において障害特性が十分に反映できていないこと、あるいはサービス提供者の報酬水準の問題と日額制の導入などによる事業者収入の減少など、障害のある人にとって安心して安定的な障害福祉サービスの利用を保障する上で、またサービスを提供する事業者の健全な運営の上でも、様々な課題が見えてきました。

このため、平成19年度からの特別対策や緊急措置を通じて、利用者負担上限額の大幅な引下げや事業者の減収補填、新体系移行のための経過措置などが実施されてきました。また、法に基づく円滑な推進を図るため、「施行から3年後の見直し」に向けた具体的な検討が多方面で進められています。

このたび、第1期計画の期間が終了となることから、障害のある人をめぐる 生活実態や法制度改革の動向を見極めるとともに、自立支援法の理念を実現し 障害のある人にとって真に必要とされるサービス体系の構築をめざし、第2期 となる新たな計画の策定を行うものです。

1

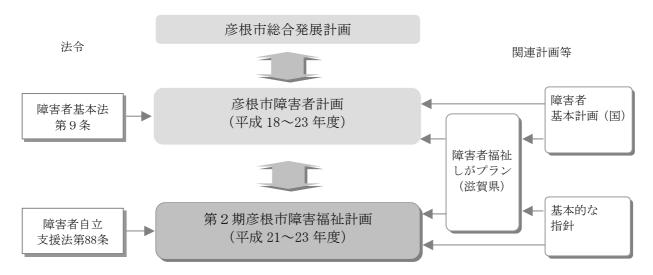
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「ひこね障害者まちづくりプラン」を上位計画とし、障害福祉サービス等を盛り込んだ、障害者自立支援法に基づく実施計画と位置づけられます。

また、市の他の福祉関連計画との整合性にも配慮します。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者自立支援法
性 格	障害者の福祉に関する施策及び障害 の予防に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るため、障害のある 人のための施策に関する基本的な計 画(障害者基本法第9条)	各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等の計画 (障害者自立支援法第88条)
位置づけ	国の「障害者基本計画」および滋賀 県の「障害者福祉しがプラン」を基 本とした彦根市総合計画の部門計画	障害者基本計画の生活支援に関連 した部分を中心とした施策の具体 的な数値目標

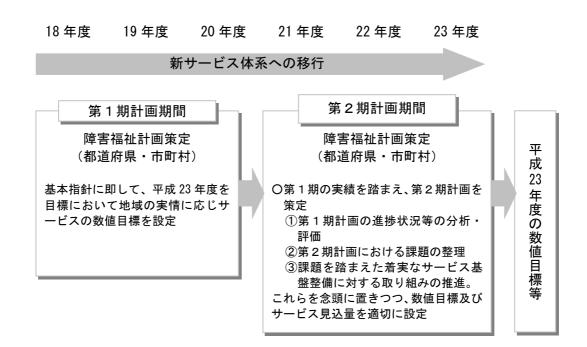
図 計画の位置づけ



3 第2期障害福祉計画策定における留意点

第1期計画は、平成23年度の数値目標に至る中間段階として位置づけられることから、第1期計画の策定に際して示した数値目標の考え方は、第2期計画においても踏襲していきます。

また、第2期計画の策定に当たり、第1期計画の現状の把握、地域における 課題等を踏まえ、目標値を適切に補正するとともに、障害のある人のニーズを 踏まえ必要なサービス量を見込み、第2期計画を策定するものとします。



(1) 第2期計画に向けた変更点

国では、第1期計画の取り組み状況を踏まえ、以下の変更点を示しています。 その主な内容は次の(2)のとおりです。

- ○県・市町の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等に関する事項
- ○障害のある人の地域生活への移行の一層の促進に関する事項
- ○相談支援体制の充実・強化に関する事項
- ○一般就労への移行支援の強化に関する事項
- ○虐待防止に対する取り組みの強化に関する事項
- ○サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項

(2) 国における第2期計画に向けた考え方

県・市町の協働による圏域単位のサービス基盤の促進等に関する事項

- ○障害保健福祉圏域単位を標準として、サービスの供給体制の見通しを明らかに するとともに、基盤整備等を行うことが必要。
- ○地域生活への移行に必要となるサービスを具体的に見込む。

障害のある人の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

- ○障害のある人の地域生活への移行促進のため、新たに施設に入所する者に対す る考え方を明確化する。
- ○都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による取り組み を明確に位置づけるとともに、当該事業による退院者数の目標値及びそのため に必要な指定障害福祉サービス等の見込量について設定する。

相談支援体制の充実・強化に関する事項

○相談支援体制の充実・強化のため、地域障害者自立支援協議会については、地域における相談支援体制の中核として、できる限り具体的に記述する。

一般就労への移行支援の強化に関する事項

- ○障害のある人の一般就労への移行を促進するため、障害のある人等に対し一般 就労や雇用支援策に関する理解の促進を図る。
- ○重点施策実施5か年計画や地方自治法施行令の改正を踏まえ、官公需における 受注機会の拡大について、障害福祉計画に記載する。

虐待防止に対する取り組みの強化に関する事項

○虐待防止に関する取り組みを一層強化する必要がある。

サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項

- ○サービス見込量については、過去の実績から機械的に見込むのではなく、障害のある人のニーズやその動向を踏まえて見込む。
- ○住民に分かりやすい計画とするため、サービス見込量(時間等)とともに利用 者数も明記する。

4 策定方法

本計画は、幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、各分野に携わっている団体の代表や市民、学識経験者等で構成された「彦根市障害者福祉推進会議」に専門委員会を設置して、計画内容の審議を行います。

また、障害者団体やサービス提供事業者に対する聞き取りを行うとともに、 パブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

5 計画の期間

障害福祉計画は3年度を1期として作成することとされており、第1期計画 策定時は平成23年度を目標年度としています。本計画は、第2期計画として 平成21~23年度を期間とします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23				
	彦根市障害者計画(平成 18 年度~平成 23 年度)								
第1期	第1期 彦根市障害福祉計画			彦根市障害福	ā祉計画 				

6 障害福祉サービスの体系

下記のサービス体系は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法のもとに再編された新サービス体系です。

この新サービス体系のもと、引き続き、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施していきます。

サービス体系の再編にあたっては、利用者本位の視点から、例えば重度の障害のある人に配慮した「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」などの新たなサービスメニューが創設され、また、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場」に分けてサービスを整備していく方向が打ち出されました。

この新体系のもとでのサービスは、平成18年10月より展開されてきましたが、最終的に切り替わるのは、本計画の最終年度である平成23年度となります。

図 障害福祉サービスの体系 市町村 自立支援給付 介護給付 訓練等給付 自立訓練 · 居宅介護 (機能訓練・生活訓練) • 重度訪問介護 障害のある人 · 就労移行支援 • 行動援護 • 就労継続支援 子ども ·療養介護 · 共同生活援助 生活介護 ・児童デイサービス 自立支援医療等 • 短期入所 重度障害者等包括支援 •(旧) 更生医療 • 共同生活介護 • (旧) 育成医療 ・施設入所支援 • (旧) 精神通院公費 補装具 地域生活支援事業 相談支援/コミュニケーション支援/日常生活用具/移動支援/ 福祉ホーム/地域活動支援 等 支援 広域支援 人材育成 都道府県

- 6 -

第2章 障害者数およびサービスの利用状況

1 障害者数

(1)身体障害者手帳交付者

平成19年度末現在、本市の身体障害者手帳交付者数は3,802人となっています。総人口に対する比率は3.4%となっています。

平成19年度末現在の障害の種別では、肢体不自由が2,082人と最も多く、次いで内部障害(心臓、腎臓、呼吸器,ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能の障害)1,016人、視覚障害337人、聴覚・平衡機能障害327人の順となっています。

表 身体障害者手帳交付者数(全体)の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	3, 668	3, 734	3, 921	4, 085	3, 802	3, 844
人口比	3. 4	3. 5	3. 6	3.6	3. 4	3. 4
1 級	968	1,021	1,074	1, 181	1, 122	1, 172
2 級	614	591	602	618	557	573
3 級	741	757	789	785	737	715
4 級	825	837	898	959	898	906
5 級	302	304	306	312	296	296
6 級	218	224	252	230	192	182

※平成20年は9月末日現在

表 身体障害者手帳交付者数 (18 歳未満) の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	88	96	103	99	100	102
1級	38	40	45	52	55	59
2 級	15	16	17	18	18	16
3 級	16	21	19	17	15	17
4 級	10	10	11	9	9	8
5 級	2	2	3	1	1	1
6 級	7	7	8	2	2	1

※平成20年は9月末日現在

表 身体障害者手帳交付者数 (18 歳以上) の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	3, 580	3, 638	3, 818	3, 986	3, 702	3, 742
1級	930	981	1, 029	1, 129	1,067	1, 113
2 級	599	575	585	600	539	557
3 級	725	736	770	768	722	698
4 級	815	827	887	950	889	898
5 級	300	302	303	311	295	295
6 級	211	217	244	228	190	181

※平成20年は9月末日現在

表 身体障害者手帳交付者数 (種類別) の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	3, 668	3, 734	3, 921	4, 085	3,802	3, 844
視覚障害	337	341	352	360	337	337
聴覚•平衡機 能障害	346	343	350	369	327	328
音声言語そし ゃく機能障害	48	40	43	45	40	42
肢体不自由	2, 039	2,075	2, 149	2, 226	2, 082	2, 116
内部障害	898	935	1, 027	1,085	1,016	1, 021

※平成20年は9月末日現在

(2)療育手帳交付者

平成 19 年度末現在、本市の療育手帳交付者数は、659 人であり、総 人口に対する比率は 0.6%となっています。

障害程度別では、最重度・重度 (A判定) が 261 人、中・軽度 (B 判定) が 398 人となっています。

表 療育手帳交付者数 (種類別) の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	523	577	609	645	659	690
人口比	0.5	0. 5	0.6	0.6	0.6	0.6
Α	230	239	247	260	261	267
В	293	338	362	385	398	423

※平成20年は9月末日現在

表 療育手帳交付者数 (18歳未満) の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	140	168	178	187	192	204
А	56	58	63	64	64	67
В	84	110	115	123	128	137

※平成20年は9月末日現在

表 療育手帳交付者数 (18歳以上) の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	383	409	431	458	467	486
Α	174	181	184	196	197	200
В	209	228	247	262	270	286

※平成20年は9月末日現在

(3)精神障害者保健福祉手帳交付者

平成19年度末現在、本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、228人であり、総人口に対する比率は0.2%となっています。

表 精神障害者保健福祉手帳交付者数(全体)の推移

単位:人

	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
計	118	138	208	210	228	255
人口比	0. 1	0. 1	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2
1級	10	8	12	11	7	9
2 級	84	92	150	154	170	191
3 級	24	38	46	45	51	55

※平成20年は9月末日現在

(4)特別支援学校の児童生徒の状況

特別支援学校の児童生徒のうち、彦根市の児童生徒数は、次の表のとおりです。

表 滋賀県立甲良養護学校・滋賀県立鳥居本養護学校の状況

単位:人

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学部	5	6	5	7	7	5	35
中学部	9	11	6				26
高等部	20	12	20				52
合計							113

※平成20年9月末日現在

表 滋賀県立盲学校児童生徒の状況

	1年	2年	3 年	4年	5 年	6年	計
小学部					1		1
中学部	1						1
高等部		1					1
合計							3

※ほかに 18 歳以上 3 名(*理療科 2 年生 2 名、保健理療科 3 年生 1 名)、他幼稚部 1 名 (5 歳) ※平成 20 年 9 月末日現在

表 滋賀県立聾話学校児童生徒の状況

単位:人

単位:人

	1年	2 年	3 年	4年	5年	6年	計
小学部		2		1	1	1	5
中学部							0
高等部		1					1
合計							6

※平成20年9月末日現在

表 特別支援学校 在籍者数の推移

単位:人

		平成 14 年度 2002 年度	平成 15 年度 2003 年度	平成 16 年度 2004 年度	平成 17 年度 2005 年度	平成 18 年度 2006 年度	平成 19 年度 2007 年度	平成 20 年度 2008 年度
合	計	99	94	100	108	119	117	125
	小 計	30	27	32	34	36	41	41
小学部	盲学校	0	0	0	0	0	1	1
(1, 1, □h	聾話学校	0	1	3	4	4	6	5
	養護学校	30	26	29	30	32	34	35
	小 計	25	29	27	28	26	27	27
中学部	盲学校	3	3	2	1	1	0	1
TTOP	聾話学校	1	1	1	0	1	0	0
	養護学校	21	25	24	27	24	27	26
	小 計	40	35	38	42	52	46	57
高等部	盲学校	0	0	2	3	3	2	1
ioi 41 ib	聾話学校	0	0	0	1	1	2	1
	養護学校	40	35	36	38	48	42	55
盲学校	盲学校					専攻科	専攻科	
保健3	保健理療科					2	1	
	理療科 (17 歳~)					1	2	

(5)特別支援学級の児童生徒の状況

特別支援学級の児童生徒の状況は、次の通りです。

表 特別支援学級(小学校)の児童の状況

		小学校								
	学級数				人数					
	丁拟级	1年	2 年	3 年	4年	5年	6年	合計		
知的障害	18	15	16	8	12	12	12	75		
肢体不自由	4	1	2	2	_	_	_	5		
弱視	2	1	-	_	1	_	_	2		
難聴	1	1	_	_	_	_	_	1		
身体虚弱	1	_	1	_	_	_	1	2		
情緒障害	11	3	5	5	7	6	6	32		
病弱(院内)	1	_	_	_	_	_		0		
計	38	21	24	15	20	18	19	117		

※平成20年4月3日現在

表 特別支援学級(中学校)の生徒の状況

単位:学級、人

	中学校							
	学級数		人	数				
	一似双	1 年	2 年	3 年	合計			
知的障害	6	10	12	8	30			
肢体不自由	3	4	1	_	5			
弱視	_	_	_	_	_			
難聴	_	_	_	_	_			
身体虚弱	1	_	1	_	1			
情緒障害	6	1	6	4	11			
病弱(院内)	_	_	_	_	_			
計	16	15	20	12	47			

※平成 20 年 4 月 3 日現在

	平成15年度 2003年度	平成16年度 2004年度	平成17年度 2005年度	平成18年度 2006年度	平成19年度 2007年度	平成 20 年度 2008 年度
小学校 1 年生	8	8	13	11	16	21
小学校 2 年生	15	11	15	15	16	24
小学校 3 年生	18	16	12	16	19	15
小学校 4 年生	16	22	17	13	16	20
小学校 5 年生	16	17	23	18	15	18
小学校 6 年生	10	17	16	22	20	19
中学校 1 年生	13	6	19	12	20	15
中学校 2 年生	9	15	5	18	12	20
中学校3年生	13	11	17	5	21	12
計	118	123	137	130	155	164

2 サービスの利用状況

平成18年度から平成20年度の主なサービスの利用状況は次の通りです。

(1) 自立支援給付

表 自立支援給付サービス実績(年間)

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
居宅介護	時間	5, 914	14, 001	15, 191
重度訪問介護	時間	5, 116	12, 427	12, 572
行動援護	時間	1, 224	2, 665	3, 236
重度障害者等包括 支援	時間	0	0	0
計	時間	12, 254	29, 093	30, 999
生活介護	人・日	1,718	5, 100	15, 526
自立訓練(機能訓練)	人・日	0	0	201
自立訓練(生活訓練)	人・日	0	241	241
就労移行支援	人・日	0	1, 725	4, 160
就労継続支援(A 型)	人・日	0	0	0
就労継続支援(B 型)	人・日	0	10, 037	25, 022
療養介護	人・月	6	12	12
児童デイサービス	人・日	2, 238	4, 523	4, 608
短期入所	人・日	642	1, 755	2, 606
共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)	人	39	40	47
施設入所支援	人	1	8	18
相談支援	人	0	20	25

※平成18年度実績は平成18年10月~平成19年3月分

表 旧体系サービス 日中活動系サービス実績(年間)

		単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
療護施設	身障	人・日	3, 774	7, 881	7, 426
更生施設	身障	人・目	180	515	360
文工心以	知的	人・目	9, 414	15, 581	12, 212
	身障	人・目	1,002	1,710	626
授産施設	知的	人・目	12, 816	25, 153	11,677
	精神 (通所)	人・月	24	26	0
共同作業所 等	听(法定外)	人・月	566	782	445
生活訓練施	設(精神)	人・日	924	1, 210	792

※平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

表 旧体系サービス 居住系サービス実績 (年間)

		単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
療護施設	身障	人・月	127	273	256
更生施設	身障	人・月	6	19	12
史工加政	知的	人・月	329	545	408
授産施設	身障	人・月	25	39	15
汉 生	知的	人・月	18	36	27

※平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

(2)地域生活支援事業

①相談支援事業

表 相談支援事業所数

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1
市町相談支援機能強化事業	箇所数	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所数	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	箇所数	1	1	1

※平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

※住宅入居等支援事業は未実施

②コミュニケーション支援事業

表 コミュニケーション支援事業サービス実績(年間)

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
コミュニケーション支援事業	延利用者数 (人)	111	308	254

※平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

③日常生活用具給付等事業

表 日常生活用具給付等事業サービス実績(年間)

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
計		795	1, 896	1,728
介護·訓練支援用具	延利用件数(件)	1	4	2
自立生活支援用具	延利用件数(件)	13	41	30
在宅療養等支援用具	延利用件数(件)	13	26	16
情報·意思疎通支援用具	延利用件数(件)	26	35	42
排泄管理支援用具	延利用件数(件)	741	1, 786	1,632
居宅生活動作補助用具	延利用件数(件)	1	4	6

※平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

④移動支援事業

表 移動支援事業サービス実績(年間)

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
移動支援事業	利用実人数 (人)	68	75	74
炒	延利用時間数 (時間)	3, 204	6, 416	6, 058

[※]平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

⑤地域活動支援センター機能強化事業

表 地域活動支援センター機能強化事業サービス実績(年間)

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
	箇所数	3	3	3
基礎的事業	利用実人数 (人)	58	89	91
機能強化事業	箇所数	3	2	2

[※]平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

⑥任意事業

表 任意事業サービス実績(年間)

	単位	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 見込み
日中一時支援事業	利用実人数 (人)	30	38	51
口中一吋又拔争未	延利用日数 (日)	1,043	2, 313	3, 086
訪問入浴サービス	利用実人数 (人)	0	1	1
が向入冶り一し入	延利用回数 (回)	0	76	154

※平成 18 年度実績は平成 18 年 10 月~平成 19 年 3 月分

3 市内サービス提供事業所

市内のサービス提供事業所は次の通りです。

(1) 自立支援給付

表 市内のサービス提供事業者(自立支援給付)-1

+	ナービス種類	事業所名
		びわこ介護ユアナース(株)彦根営業所
		ぽぷら介護 彦根センター
		愛・ライブ ほのぼの
		社会福祉法人 千歳会
	居宅介護	社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会ホームへ ルパーステーション
		障害者自立支援センター「葦の舟」
		特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス
訪問系サー		彦根近江タクシー株式会社
ビス		びわこ介護ユアナース(株)彦根営業所
		ぽぷら介護 彦根センター
		愛・ライブ ほのぼの
	重度訪問介護	社会福祉法人 千歳会
		社会福祉法人 彦根市社会福祉協議会ホームへ ルパーステーション
		障害者自立支援センター「葦の舟」
		彦根近江タクシー株式会社
	行動援護	特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス

※平成 20 年 10 月末現在

表 市内のサービス提供事業者(自立支援給付)-2

+	ービス種類	事業所名
		たんぽぽ作業所
	生活介護	ふるさと
		彦根学園
		HEART WORK 結
	就労移行支援(一般型)	つばきはらファクトリー
		夢工房 if
		HEART WORK 結
ロナイギス		たんぽぽ作業所
日中活動系サービス		つばきはらファクトリー
リーレス	就労継続支援(B型)	工房ふれっしゅ
		特定非営利活動法人あじさいの家共同作業所
		夢工房 if
	旧辛ごノル ばっ	特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス
	児童デイサービス	彦根子ども療育センター
		ふるさと
	短期入所	知的障害者更生施設 かいぜ寮
		彦根学園
		あじさいホーム
		グループホームあおぞら
		グループホームさくら
	共同生活援助	グループホーム道くさ
		サンコスモ滝井
		そよかぜ
		ひこねひまわリホーム
日存五共		あじさいホーム
居住系サー ビス		ケアホームあおぞら
		ケアホームたちばな
		サンコスモ滝井
	共同生活介護	そよかぜ
		ひこねたんぽぽホーム
		ひこねひまわリホーム
		ひこねわたぼうしホーム
		ひこね芹川ホーム
	施設入所支援	彦根学園
相談支援		地域生活支援センターまな
	身体障害者療護施設	ふるさと
旧法施設	特定知的障害者通所 授産施設	社会就労センターひこね
	知的障害者入所更生 施設	知的障害者更生施設 かいぜ寮

※平成 20 年 10 月末現在

(2) 共同作業所

◆市内

表 市内のサービス提供事業者 (共同作業所)

サービス種類	事業所名
	あけぼの共同作業所
共同作業所	かたつむり共同作業所
	共同作業所れんげはうす

※平成 20 年 10 月末現在

(3)地域生活支援事業

◆市内

表 市内のサービス提供事業者 (地域生活支援事業)

サービス種類	事業所名
	社会福祉法人 千歳会
	愛・ライブ ほのぼの
	障害者自立支援センター「葦の舟」
移動支援事業	特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス
	彦根近江タクシー株式会社
	社会福祉法人 産根市社会福祉協議会ホームへ
	ルパーステーション
	びわこ介護ユアナース㈱彦根営業所
	彦根学園
口中一件丰福丰業	知的障害者更生施設 かいぜ寮
日中一時支援事業	愛・ライブ ほのぼの
	特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス
訪問入浴	田中ケアサービス株式会社

※平成 20 年 10 月末現在

第3章 基本理念と基本的考え方

1 基本理念

第1期計画における本計画の基本理念は、「ひこね障害者まちづくりプラン ~彦根市障害者計画~」の基本理念である「笑顔と幸せをみんなで分かち合お う ~ともに生きるあたたかいまち 彦根~」を踏まえ、つぎのとおりとした ものでありますが、第2期計画においてもこの基本理念を継承します。

障害者自立支援法がめざす「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会の実現」は、いわば障害のある人が将来にわたって幸せな人生を送ることができる地域社会が実現することです。今後も障害のある人の地域生活を支援する上では、障害のある人が自ら住む場所を選択し、必要とするサービスや支援を利用しながらその人らしくかけがえのない人生を送っていくことを基本にしたサービス提供体制が求められます。しかし、このような障害のある人の自立は、本人の努力だけで成し遂げられるものではなく、行政はもとより、地域住民、福祉サービス事業者、福祉医療保健教育等関係機関や企業など多様な主体が共に手を携えてサービス提供を行っていくことが大切です。

そこで、本計画では、障害のある人の幸せのため、みんなが共になって考え、話し合い、支援を行えるまちをめざします。さらにそのような幸せを実現するために、「安心」を確保し、障害のある人一人ひとりが、その人らしく人生を送ることができる「生きがい」のある地域社会づくりをめざします。

以上の考えから、「一人ひとりの幸せをみんなで創ろう **〜安心と生きがい のある地域社会の実現〜**」を本計画の基本理念とします。

一人ひとりの幸せをみんなで創ろう

「~安心と生きがいのある地域社会の実現~」

2 基本的考え方

本計画においては、基本理念をめざす計画推進の基本的考え方として、「共に進めるしくみづくり ~多様な主体が参加する専門的かつ継続的な相談支援体制とケア体制の整備~」、「安心できる暮らしの創造 ~いつまでも住み慣れた地域で暮らせるための居住の場や在宅サービスの確保~」、「自らが望む人生の実現 ~障害のある人が持てる力を発揮し、個人として、また社会の一員として生きがいを感じることができる昼間の活動や就労機会の確保~」の3つを掲げます。

国の基本方針に基づき定めることとなる本計画の目標値、サービス見込み量、 各施策はこれら3つの基本的考え方に基づいて展開します。

<3つの基本的考え方>

共に進めるしくみづくり

~相談支援体制・ケア体制~ 多様な主体が参加する 専門的かつ継続的な相談支 援体制とケア体制の整備

安心できる暮らしの創造

~在宅サービス・住まいの場~ いつまでも住み慣れた地域で 暮らせるための居住の場や 在宅サービスの確保

自らが望む人生の実現

~昼間の活動の場・就労~ 障害のある人が持てる力を 発揮し、個人として、また社 会の一員として生きがいを 感じることができる昼間の 活動や就労機会の確保

(1) 共に進めるしくみづくり ~相談支援体制・ケア体制~

障害のある人に必要な支援は障害の種類や程度、生活状況などによって 異なるため、保健・医療、療育、保育、教育、就労支援、介護やコミュニ ケーション支援など多くの専門分野が縦横に組み合わさりながら情報を集 約・共有し、様々な相談に対応できる体制を整備して地域での障害のある 人の生活を支える必要があります。

特に、障害に対する一般の理解が深まっていない精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人等に対する相談や支援体制については、今後、取り組みを強化していく必要があります。

一人ひとりが必要なサービスを的確に利用できるよう、また、権利擁護をはじめ、生活全般の相談が障害の種類にかかわらず、身近な場所で利用できるよう、湖東地域障害者自立支援協議会の活性化とその活用を図りながら、指定相談支援事業者、県の関係機関、施設・事業者や保健、医療、教育、福祉など各分野の連携を強化し、障害のある人一人ひとりの過去から系統付けた相談支援体制と地域ケア体制の強化を図ります。

湖東地域障害者自立支援協議会

湖東福祉圏域(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)に居住する障害のある人のために、保健・医療・福祉、教育、就労等の各種サービスを総合的に調整、推進することを目的とした、中立・公平な立場の協議会。

<主な事業>

- ・障害のある人のニーズやサービス供給体制の問題点の把握、課題解決のための検討を行う。
- ・各種ケースへの処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供要請を行う。
- ・サービス提供後の評価や新たなサービス、施策の開発を行うとともに、関係機関への要望・助 言を行う。

<主な構成機関>

圏域の指定相談支援事業者、障害福祉関係施設、障害福祉サービス事業者、障害者団体、各種就 労支援関連機関、特別支援学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合会、各市町村障 害福祉担当課、各市町村教育委員会学校教育課、湖東地域振興局地域健康福祉部 等

■相談支援体制の充実

専門性をもった窓口の設置やきめ細かい相談の実施や身近な場所でいっても気軽に相談できる窓口の確保によって、様々な相談をカバーする相談支援体制づくりに今後も取り組みます。

また、障害のある人が、地域の一員としてごく普通の生活が送れるよう、その人の人権を守り、生涯を通じて途切れることなく、分野を横断した多面的な支援を行うシステムを構築します。

- ・特別の支援等を必要とする障害のある人に対する相談機能の強化を 図るため、専門的な相談支援事業所や県の専門機関のノウハウを活 用します。特に精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能 障害のある人については、湖東地域障害者自立支援協議会での個別 支援会議や県専門機関の支援センター等を活用して、相談支援関係 者の資質向上に努めます。
- ・「発達に支援が必要な子ども」に係る各関係機関との連携強化、関係機関の専門性の向上への取り組みを着実に進め、発達障害のある人の支援システムづくりを推進します。同時に、障害のある人の生涯を通じて途切れることのない支援が継続できるよう、相談支援やサービス利用の調整を図るしくみづくりを進めます。
- ・障害の種類に関わらず、身近な場所で相談できるよう、市や県の関係機関、施設・事業者などの専門機関、あるいは必要に応じて介護保険事業との連携をより一層深め、サービス利用計画など、継続的なケアマネジメントに努め、相談支援体制の強化を図ります。
- ・身近なところで相談できるよう、ピアカウンセリングの機会の充実 を図るとともに、民生委員児童委員や市の障害者福祉推進員、県の 障害者相談員をはじめ、身近な地域で障害のある人を支えるさまざ まな支援者を育成します。

- ・サービス利用計画の利用促進や広域的なサービス・支援体制がより 効果的に機能するよう調整・連絡協議を行い、ケア体制の充実に努 めます。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会での個別支援会議を活用して、事例 の検討を行うとともに、児童虐待防止ネットワークなどの地域の関 係機関と連携しながら、障害のある人への虐待防止の取り組みを進 めます。

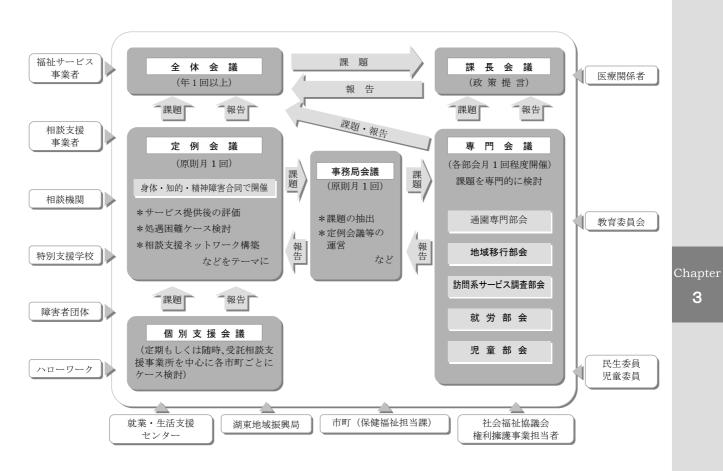
■湖東地域障害者自立支援協議会

湖東福祉圏域における障害福祉の総合的な調整、推進に関する協議の場として、湖東地域障害者自立支援協議会を設置しています。

湖東地域障害者自立支援協議会のより効果的・効率的な運営をめざし、 市が主体性を発揮する取組を通じ、協議会活動の活性化を図ります。ま た、これにより、関係機関とのネットワーク化を推進します。

- ・湖東地域障害者自立支援協議会に対し、精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人等の支援や困難な事例、権利擁護、虐待を含めた様々な相談体制について問題点の把握、課題解決のための検討を専門的に行う部会の設置を要請し、課題解決に向けた着実な取り組みを進めます。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会を中心に、利用者を主体とした適切なサービス利用計画や、その後のケアマネジメントが展開できる体制の整備と支援者の人材育成を図るとともに、事業者・当事者の連携を強化します。
- ・障害の特性に関する専門家、さらには障害のある人の権利擁護や法 律上解決が必要な問題を相談支援・解決するため弁護士の協力など、 相談支援に必要となる各種分野における専門家との連携を進めます。

図 湖東地域障害者自立支援協議会



3

図 地域自立支援協議会の機能

・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 情報機能 ・地域の関係機関によるネットワーク構築 調整機能 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整 開発機能 ・地域の社会資源の開発、改善 教育機能 ・構成員の資質向上の場として活用 権利擁護機能 ・権利擁護に関する取り組みを展開する。

> ・中立・公平性を確保する観点から委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業者の評価

> 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備

事業の活用

評価機能

(2) 安心できる暮らしの創造 ~在宅サービス・住まいの場~

多くの障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう望んでいます。障害のある人が住み慣れた地域で自立して暮らすためには、障害のある人が必要とするサービスを利用しながら地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域生活を支援するためのサービスの量的な拡大に引き続き取り組んでいく必要があります。同時に、障害のある人の視点に立って、障害福祉サービスの質的な向上に努め、障害のある人にとって真に必要なサービス提供体制を構築するため、福祉、保健・医療サービスの拡充やコミュニケーション手段、移動手段の質の確保と量の拡充を図る必要があります。このことから、在宅サービスのさらなる充実に取り組み、また、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、グループホーム、ケアホームなどの住まいを確保するとともに、地域住民へ向けて障害や障害のある人に対する理解を促していきます。

■在宅サービスの確保

居宅介護や外出のための支援など障害のある人が必要とするサービスは様々ですが、各福祉サービス事業所では人材が不足しています。また、それぞれの障害状況等に対応できるサービスの質の向上や生活上の様々なニーズに対応した新たな支援サービスも必要となっており、これらの課題を解消する取り組みを通じ、必要とされる支援体制やサービス提供体制の整備を推進していきます。

- ・サービス提供に必要な各種の資格を持つ潜在的な人材の発掘を進めるとともに、県と連携してサービス提供にかかる人材の研修などに協力し、人材の養成を図ります。また、介護保険部門とともに、福祉職場への就職を希望する人に対する職場の紹介や福祉職場のイメージアップを図る取り組み等を通じて、福祉サービス事業所の人材確保を支援します。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会等を活用し、広域的なサービス・支援体制がより効果的に機能するよう調整・協議を行い、障害特性等に起因する困難事例に専門的に対応できる事業所を支援します。また、サービスの質の向上をめざした事業者評価を実施します。

- ・地域生活支援事業における社会参加促進事業等の促進とあわせ、コミュニケーション、文化活動等における自己表現、自己実現、社会参加の機会を提供することで、障害のある人と地域の人との交流機会を創出し、障害に対する地域の理解を深め、地域での居場所づくりを促進します。
- ・地域活動支援センターや社会福祉協議会と連携して、ボランティア の育成、ボランティア情報の集約等を促進し、夜間や緊急時さらに は災害時等においても障害のある人に対する支援に協力が得られる よう、ボランティア団体や NPO などとよりよいパートナーシップの 構築を図ります。

■地域で暮らせる住まいの場の確保促進

障害のある人が施設入所や病院での生活から地域生活へ円滑に移行できるよう、また、家族介護者の高齢化が進み、親亡き後も障害のある人が住み慣れたところで暮らし続けられるよう、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場の確保に努めます。

- ・グループホーム・ケアホームの基盤整備を促進するため、建物整備 に対する支援を行います。また、常時介護を必要とする重度の障害 がある人もケアホームで生活できるよう、事業運営に必要な人材確 保のための支援を行います。
- ・地域住民、特にシニア世代や元気な高齢者などに対して、より多く のボランティア活動への参加啓発を行い、人材発掘に努めます。ま た、資質の向上に向け、社会福祉協議会と連携し、サークル活動の 支援、ボランティア講座の充実を図ります。

(3) 自らが望む人生の実現 ~昼間の活動の場・就労(働くこと)~

障害のある人に限らず、働くということは生活の経済的基盤づくりであるとともに、仕事を通じて喜びや生きがいを見出し、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ることで、その人らしく充実した生活を送る糧となります。しかし、障害のある人の雇用を巡っては、障害者自立支援法の施行に伴い、改善がみられるものの、福祉施設等の利用者が企業等における一般就労へ移行する事例は少ないのが実情です。

障害のある人が、能力と適性に応じ可能な限り就労し、また継続して就 労できるよう一般就労に対する支援を促進するため、湖東地域就業・生活 支援センターの機能を活かし、福祉関係機関やサービス事業所はもとより、 公共職業安定所や経済団体、一般事業所等とのネットワーク化の一層の推 進を図ります。

また、就労が困難な人の昼間の活動の場の確保や、特別支援学校等の生徒の卒業後の進路について、選択幅の拡大に向け、福祉、教育、労働等の各分野の連携をより深め、障害のある人が持てる力を発揮し、個人として、また社会の一員として生きがいをもって生活できるよう、就労(働くこと)や余暇活動を支援するサービスの充実に努めます。

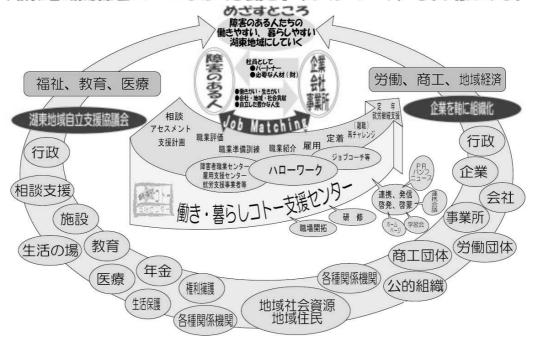
■一般就労移行支援の推進

湖東地域障害者就業・生活支援センター(働き・暮らしコトー支援センター)を核として、彦根公共職業安定所、一般企業、福祉関係機関・障害福祉サービス提供事業所との連携を強化し、障害のある人の一般就労を進めます。

- ・障害者雇用のために経済団体や一般企業へ働きかけるとともに、障害者雇用企業を支援するとともに、企業就労に消極的になりがちな当事者や家族に対しても就労への理解を促進します。
- ・障害福祉サービス事業所等の就労支援を担当する職員に対して、一般就労への移行支援ノウハウの習得できる研修会等を開催し、また、ハローワーク、湖東地域働き・暮らしコトー支援センターと障害福祉サービス事業所の連携を深めることにより、就労支援事業の質的向上に努めます。

図 働き・くらしネットワーク

障害のある人たちの「働きたい」という夢をかたちにするために 湖東地域関係者の「つながいと動き」(ネットワーク)を大切にする。



■昼間の活動の場の整備促進

障害のある人の就労の場、昼間の活動の場となる就労継続支援型事業 所や生活介護事業所等のサービス提供基盤の充実を図ります。

- ・湖東福祉圏域における基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援および事業所運営のための支援を行い、障害のある人の昼間の活動の場の確保に努めます。
- ・福祉的就労の拡大、工賃の向上に向けて、受注拡大や販路拡大、生産性の向上についての情報提供を充実します。また、訓練等給付事業所と一般企業との連携強化を支援します。
- ・さまざまな障害の特性に対応できる知識・技術の共有化のため、事業所間の情報交流など連携体制の構築へ向けた支援を進めます。

第4章 数值目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

国の「基本方針」および滋賀県の考え方に基づき第1期計画において設定した数値目標を継承します。

平成 17 年 10 月 1 現在における長期入所者数 84 人のうちから地域への移行者数を 9 人(84 人の 1 割以上)とし、平成 23 年度末における施設入所者数を 7 人(84 人の 8%以上)減少させることをめざします。

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの整備や在宅サービスや昼間の活動の場の充実を図るとともに、施設入所者が地域生活を体験できるよう取り組みを進め、施設入所から地域生活への移行を推進します。

なお、平成20年3月末の実績は下表のとおりですが、地域移行者数9人の うち7人は滋賀県立しゃくなげ園の廃止に伴うものです。また、入所施設利用 者数も75人と一時的に減少しましたが、施設入所が必要で入所定員の関係か ら待機している人もあります。

表 地域生活移行計画目標值

衣 地域生活核	列 計画日標旭		
項目	目標値	実績値	備考
全入所者 のうち 長期入所 相当者数 (A)	84 人		※平成17年10月1日の県内 の身体障害者療護施設、知 的障害者更生施設(入所)、 知的障害者授産施設(入 所)および県外施設(入所) の長期入所相当者数
地域生活 移行者数	9人 (10.7%)	9人 (10.7%) ※平成20年3月末までの 時点(平成18年度6人、 平成19年度3人)	※(A)の入所施設利用者のうち、1割以上が地域生活に移行することを目標とする。 (割合については地域生活移行者数を全長期入所相当者数で除したもの)
目標年度 全入所者 数 (B)	77 人	75 人 ※平成 20 年 3 月末時点 入所施設利用者数	※平成23年度末時点において(A)の入所施設利用者数から8%以上削減することを目標とする。
削減見込 (A-B)	7 人 (8.3%)	9 人 (10.7%) ※平成 20 年 3 月末時点	※差引減少見込み人数 (割合については削減見込 人数を全入所者(A)で除 したもの)

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国の「基本方針」および滋賀県の考え方に基づき第1期計画において設定した数値目標を継承します。

グループホームやケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支えるサービス基盤等を整備し、また、サービス利用計画の利用促進や精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施などを通じて退院時の支援を強化することにより、地域生活への移行をめざします。

表 入院中の精神障害者の地域生活移行計画目標値と実績値

項目	数 値	備考
彦根市障害福祉計画(第 1 期)策定時の退院可能精神 障害者の人数	45 人	※平成17年現在の退院可能精神障害者数 (県が行った実態調査から)
【目標值】減少数	22 人	※上記のうち、平成23年度末までに減少 をめざす人数
【実績値】減少数	5人	※平成18年10月~平成20年3月までの 退院者数(入院6ヶ月以上)

3 福祉施設から一般就労への移行

国の「基本方針」および滋賀県の考え方に基づき第1期計画において設定した数値目標を継承します。

平成23年度中において、更生施設、授産施設等の旧体系サービスや就労継続支援、就労移行支援などに係る福祉施設利用者のうち、7人を一般就労に移行することをめざします。

項目	数 値	備考
彦根市障害福祉計画(第 1 期)策定時の 年間一般就労移行者数	0人	※平成17年度において施設を退所し、一 般就労した障害者数 (滋賀県全体で33人)
【目標値】平成23年度の年 間一般就労移行者数	7人	※平成23年度において施設を退所し、一 般就労する障害者数
【実績値】平成 19 年度の年間一般就労移行者数	1人	※実績値は平成20年3月時点

第5章 サービス見込量と確保のための方策

1 障害福祉サービス等の必要な見込み 及び見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

<居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援>

■サービスの内容

◎居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事など生活全般にわたる介護サービスと通院等の支援のサービスを提供します。

◎重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人(18歳以上)が対象で、 居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の 介護を総合的に行うサービスを提供します。

◎行動援護

知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人が対象となります。行動の際に生じる危険を回避するための支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

◎重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

■現状と課題

平成18年10月から平成20年9月までの利用状況をみると、居宅介護等サービスの利用は年々増加しており、利用者ニーズについては、 今後も増加することが見込まれます。

また、湖東福祉圏域内の居宅介護事業所は平成20年10月現在で13事業所(うち市内8事業所)がありますが、このうち行動援護事業所は2事業所(うち市内1事業所)のみであり、全体的にサービス提供事業所が不足している状況が生じています。特に、重度の全身性障害や精神障害、行動上に著しい困難がある人に対してサービスを提供できる事業所が不足しています。

これまで、市内のサービス提供事業者を拡充するため、介護保険事業所の福祉サービス事業への参加を要請してきていますが、今後もサービス提供事業所の確保に併せて、ホームヘルパーの不足を解消するための施策や、様々な障害の特性に対応できるホームヘルパー等の人材の育成と確保が必要となっています。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数をもとに、1年あたりの利用者数の伸びからサービス見込量を推計し、さらに第1期計画策定時のアンケート結果から導かれた潜在的サービス量を加えて次表のとおりに推計しました。

表 サービス見込量 (年間)

衣 リーころ見込重(午间)				
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	時間	18, 908	21, 659	24, 929
冶七八岐	人	110	116	122
重度訪問介護	時間	14, 278	15, 211	17, 757
里皮切问기段	人	14	15	17
行動援護	時間	3, 928	4, 360	4, 984
1]到]及岐	人	36	38	39
重度障害者等包括	時間	0	0	0
支援	人	0	0	0
全体	時間	37, 114	41, 230	47, 670
土 仲	人 _※	150	159	167

※全体の人数は実人数で、各サービスの合計とは異なります。

- ・湖東福祉圏域内の訪問介護等を行う介護保険事業所に対し、障害福祉サービス事業への新規参入を繰り返し要請します。
- ・指定居宅介護事業所に対して専門的技術等習得のための情報提供を 行い、行動援護、精神障害に対応できる事業所数の確保・増加を図 ります。
- ・ヘルパー資格を持つ人材の活用やヘルパー資格取得についての広報 活動を行い、サービス提供に係る人材を発掘します。
- ・重度訪問介護等の長時間派遣や利用者が集中する時間帯の派遣等へのサービス対応が特定の事業所の負担とならないよう、湖東地域障害者自立支援協議会の機能を生かしたサービス利用調整を推進します。
- ・指定相談支援事業所の相談機能を充実し、利用者に対して障害福祉 サービス事業所に係る各種情報を提供します。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会において、行動援護のサービス利用 促進に向けた課題整理について協議していきます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

■サービスの内容

常時介護を必要とする障害のある人を対象に、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します(18 歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象)。

■現状と課題

市内の入所の障害者施設は 3 事業所あり、全ての事業所が生活介護 事業所へ移行する予定となっています。しかしながら、特別支援学校 卒業生徒や施設病院から地域生活へ移行する人の中で、常時介護を必 要とする人の昼間の活動の機会を確保していくためには、生活介護の サービス基盤の整備を引き続き推進していくことが必要となっていま す。

また、重度重複の心身障害がある人が利用する彦根愛知犬上地域在 宅重度障害者生活訓練援助事業(彦愛犬通園)を実施していますが、 対象者の増加に伴い、生活介護事業の中で、利用者のニーズに対応し ていくことも必要となってきています。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数をもとに、 今後の特別支援学校卒業生や施設や病院からの地域移行する人の利用 者数を加え、また、旧法サービス事業所や小規模作業所の新体系サー ビスへの移行予定を見込んでサービス実利用者数を推計しました。な お、1人1月当たりの平均利用日数は22日として見込みました。

表 サービス見込量 (年間)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	11.47			
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	人・日	30, 168	33, 264	38, 544
工心儿设	人	161	172	192

- ・湖東福祉圏域の拠点と位置づけられる彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップあップ 21」の障害者支援機能の強化を図り、生活介護サービスを提供します。
- ・生活介護への移行を予定している旧体系サービス事業所が円滑に新体系サービスに移行できるよう助言するとともに、各機能の向上を働きかけます。
- ・無認可共同作業所から障害福祉サービス事業所へ移行した事業所に ついては、運営面等に対する指導や助言に努め、経営の安定化を図 ります。
- ・湖東福祉圏域における基盤整備を促進するため、事業所整備に対す る支援を行います。
- ・彦根愛知犬上地域在宅重度障害者生活訓練援助事業(彦愛犬通園) にかわり、新たに重度重複の心身障害がある人の昼間の活動の場と なる生活介護施設の整備を湖東福祉圏域1市4町で進めます。
- ・障害特性に対応するための技術習得のための研修の実施、支援を行い ます。
- ・サービス提供事業所が常時介護を要する人のサービス利用に対応できる支援体制が整えられるよう、サービスを提供する人材の確保について支援を行います。

②自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

■サービスの内容

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた 期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

■現状と課題

サービスを提供する事業所が限られており、一定期間に身体機能や 生活能力向上のために必要な訓練等を受けることを希望する人の多く は、市外のサービス事業所(施設)を利用しています。

今後においても、利用者本人が望むサービスが受けられるよう、サービス事業所の状況等について利用者に対して情報提供していく必要があります。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数の状況と今後の利用ニーズを見込み、1年当たりのサービス実利用者数を推計しました。また、1人1月当たりの平均利用日数は22日として見込みました。

なお、機能訓練は、滋賀県立むれやま荘に係る利用を見込みました。

表 サービス見込量(年間)

20) July 1 (1 (4)				
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練	人・日	792	792	792
(機能訓練)	人	3	3	3
自立訓練	人・日	264	264	264
(生活訓練)	人	1	1	1

- ・県内および近隣府県のサービス事業所の情報収集に努め、個々の利 用者ニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
- ・利用者ニーズを考慮しつつ市内の入所施設等に対して自立訓練サービス事業の実施を働きかけます。

③就労移行支援

■サービスの内容

就労を希望する障害のある人を対象に、定められた期間、生産活動 その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向 上のために必要な訓練等を行います。

■現状と課題

就労に必要な体力や準備が必要な特別支援学校卒業生、職場の適性などの理由で離職した人や福祉施設を退所し就労を希望する人のニーズに対応した訓練機会の確保が必要であり、平成20年9月現在、湖東福祉圏域内においても多機能型ではありますが、5事業所が就労移行支援事業を行っています。

しかしながら、サービス利用後の就労先として、障害に対応した就 労機会の確保や福祉的就労から一般就労に向けた企業啓発と障害のあ る人の雇用促進のためのネットワーク構築が不十分で、現在のところ 就労移行支援事業から一般就労への移行が円滑にできていない状況に あります。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数をもとに、 今後の特別支援学校卒業生や施設や病院からの地域移行者の利用者数 を加え、また、旧法サービス事業所や小規模作業所の新体系サービス への移行予定を見込んでサービス実利用者数を推計しました。なお、1 人1月当たりの平均利用日数は22日として見込みました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	人・日	5, 016	5, 016	5, 280
机力物11又按	人	19	19	20

- ・湖東福祉圏域における基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援を行います。
- ・湖東地域障害者就業・生活支援センター(働き・暮らしコトー支援 センター)をはじめ、指定相談支援事業所、特別支援学校、商工会 議所と連携を強化し、サービス事業所が能力開発から職場定着まで、 一般就労希望者への一貫した就労支援を図れるよう支援します。
- ・サービス利用期間中においても実体験ができるなど、より就労の実践に近づけるよう市の公務を活用した職業訓練機会の提供や企業等の実習の場の開拓につながるよう働きかけます。
- ・サービス利用後の就労への移行をめざした障害者委託訓練、障害者 試行雇用(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)によ る支援を推進します。また、そのために就労を支援する専門的人材 の育成に努めます。
- ・就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得できる研修会等の開催、ハローワーク、働き・暮らしコトー支援センターと事業所の連携を図り、就労移行支援事業の質の向上を図ります。
- ・障害のある人の雇用を積極的に推進している市内企業の公表や表彰 など障害のある人の雇用を奨励する取り組みを推進します。また、 職場実習等の受入先企業の開拓を支援します。
- ・就労継続支援(A型、B型)や地域活動支援センター等との利用調整を行うなどにより、就労移行支援事業の積極的な利用促進が図られ、また、就労に成功しなくても再チャレンジできる機会が得られるようにします。

④就労継続支援(A型·B型)

■サービスの内容

一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を 提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労 に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。利 用者が当該事業所と雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばず訓練等 を受ける B 型があります。

■現状と課題

障害者自立支援法の施行により、旧体系サービスの通所授産施設をはじめ小規模通所授産施設や無認可共同作業所の多くが、就労継続 B型事業所に移行しました。平成 20 年 9 月現在、市内においても 6 事業所がありますが、市外事業所の利用者も多く、全利用者は 14 事業所で119 人となっています。

さらに今後も旧法通所事業所や無認可共同作業所から B 型事業所への移行が予測され、また、特別支援学校卒業生の利用者も増加し、本サービスの利用は増加するものと見込まれます。

B型事業所が整備されつつあるなか、A型事業所については、湖東福祉圏域内に1事業所もないため、その整備促進が必要となっています。 また、福祉的就労における一定の給与水準向上も望まれます。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数をもとに、 今後の特別支援学校卒業生や施設病院からの地域移行者の利用者数を 加え、また、旧法サービス事業所や小規模作業所の新体系サービスへ の移行予定を見込んでサービス実利用者数を推計しました。なお、1人 1月当たりの平均利用日数は22日として見込みました。

表 サービス見込量 (年間)

7 7 7 7 1 1 1	**			
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援(A 型)	人・日	264	264	1, 584
机力框机又拔(A 空)	人	1	1	6
就労継続支援(B 型)	人・目	39, 336	44, 184	45, 240
	人	149	167	171

- ・ 就労継続支援への移行を予定している旧体系サービス事業所が円滑 に新体系サービスに移行できるよう支援、助言を行います。
- ・無認可共同作業所から障害福祉サービス事業所へ移行した事業所に ついては、運営面等に対する指導や助言に努め、経営の安定化を図 ります。
- ・湖東福祉圏域における基盤整備を促進するため、事業所整備に対す る支援を行います。
- ・就労継続 B 型の事業者とともに授産事業の収益性向上等について検討を進める中で、B 型事業から A 型事業への移行を図るなどにより、湖東福祉圏域における A 型事業所の設置を推進します。
- ・B 型事業所の機能向上を促進するため、利用者の能力向上や多様な技能が習得できる支援の実施を働きかけます。
- ・B 型事業所での授産事業の振興および安定化、工賃の増額を図るため、 (社) 滋賀県社会就労事業振興センターや一般企業等の連携強化を 促進します。

⑤療養介護

■サービスの内容

医療を要する障害のある人で常時介護を要する人を対象に、主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象)

■現状と課題

平成20年9月現在、本市における療養介護サービス利用者は1人となっています。

また、本市から重症心身障害児施設であるびわこ学園の入所者数は 14 人となっています。今後の特別支援学校卒業生の中にも、医療的ケ アを要する人もいますが、県内のサービス基盤がごく限られた現状の ため、サービス基盤の確保および医療等他サービスによる代替機能が 必要です。

■サービス量の見込み

平成20年9月時点での療養介護サービス利用者数を基本に見込むと、第2期計画期間中は1人です。

なお、びわこ学園等の重症心身障害児施設の新体系移行は未定であるため、計画期間中は障害児の入所施設として位置づけします。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	人・月	12	12	12

■サービス見込量確保のための方策

・サービス事業所との連絡を密にし、在宅生活を希望する障害のある 人への支援に努めます。

⑥児童デイサービス

■サービスの内容

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適 応訓練などのサービスを提供します。

■現状と課題

彦根市内の児童デイサービス事業所としては、市が事業主体となった療育通園事業あすなろ教室(定員 40 人)と民間の1事業所(定員 20 人)がありますが、就学前の子どもの発達に必要な療育事業の充実と併せ、就学後の児童に対するサービス利用や余暇の利用といったニーズに応えるサービスも必要となっています。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数をもとに、1年あたりの利用者数の伸びからサービス見込量を推計し、さらに第1期計画策定時のアンケート結果から導かれた潜在的サービス量を加えてサービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	人・日	4, 741	4, 841	5, 535
元里!イリーに入	人	118	122	125

- 対象者数の増加に対応した基盤整備を進めます。
- ・児童一人ひとりの特性や成長に合わせた職員の専門性を高めるなど、 きめ細かなサービス内容となるよう働きかけます。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会の児童部会において、障害のある子ど もの余暇の利用について協議していきます。

⑦短期入所

■サービスの内容

介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

■現状と課題

短期入所事業については、市内の入所施設 3 か所で実施されていますが、医療的ケアの必要な人や精神障害のある人からの利用ニーズに対するサービス提供体制は十分に整っていない状況であります。そのため、市外の事業所で短期入所を利用する人もいます。

また、重度の行動障害があるため、日常生活の場や施設入所支援のサービス確保が困難な人や介護者の高齢・疾病を理由に在宅生活が困難になりつつある人が、長期的にまた定期的に短期入所サービスを利用する事例が増えてきており、これら重度障害のある人等に対するサービス基盤の整備(ベッド数の増、職員体制の確保など)が急務となってきています。

■サービス量の見込み

平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数をもとに、1年あたりの利用者数の伸びからサービス見込量を推計し、さらに第1期計画策定時のアンケート結果から導かれた潜在的サービス量を加えて次表のとおりに推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	人・日	2, 419	2, 592	3, 232
	人	67	78	88

- ・精神障害、重度の全身性障害、重症心身障害等、障害種別に対応で きる事業所の確保に努めるとともに、専門的技術等習得への支援を 行います。
- ・湖東福祉圏域における障害のある人のニーズを考慮しながら基盤整備 を促進することとし、事業所整備に対する支援を行います。

(3)居住系サービス

①共同生活援助、共同生活介護

■サービスの内容

◎共同生活援助

主に夜間に共同生活を営む住居(グループホーム)において、相談 や日常生活上の支援を行うサービスを提供します。

◎共同生活介護

主に夜間に共同生活を営む住居(ケアホーム)において、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

■現状と課題

平成20年度におけるグループホームおよびケアホームの利用者数は47人となる見込みです。また、市内にグループホーム・ケアホームは11か所(定員数51人)開設されていますが、就労先等の関係から市外のグループホーム・ケアホームを利用する人も多くあります。

今後においても、家族介護者の高齢化に対応していくためや、自立 訓練事業等の実施によって施設入所から地域生活へ移行する人や退院 可能な精神入院患者のためのグループホームとケアホームの確保が必 要です。

また、重度の障害のある利用者や利用者本人の高齢化に適切に対応 していくことも必要な状況となってきており、支援サービスの充実と 人材の確保が必要です。

■サービス量の見込み

平成20年9月現在のサービス利用者数をもとに、平成18年10月から20年9月の利用者数の伸びの状況と施設病院からの地域移行者の利用者見込数を勘案し、さらに湖東福祉圏域におけるホームの整備計画を反映させてサービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

五 / C//几是重(T	IHJ/			
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助(グループホーム)及び共	人・月	684	828	1,008
同生活介護(ケアホーム)	人	57	69	84

- ・共同生活援助のためのグループホームと共同生活介護のためのケア ホームの基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援を行い ます。
- ・事業運営に必要な世話人や生活支援員が確保できるよう、また重度 の障害のある人に対するケアホームでの生活支援体制が整えられる よう、事業者に対する支援に努めます。
- ・グループホーム等利用者の昼間の活動の場が確保されるよう、事業 者に働きかけます。
- ・グループホーム利用者が職場に通勤しながら独立自活できるよう、 障害者自立生活支援ホームの利用を推進します。
- ・障害に対する地域の理解を深めるため、障害のある人と市民の交流 機会の場をもうけるなどの啓発活動を促進します。
- ・高齢化する障害のある人の住みなれた場所に住み続けたいというニーズへの対応について、障害のある人や家族、様々な立場の関係者の願いをもとに議論・検討を行い、具体的取り組みを進めます。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会において、事業所の運営を考慮したケアホームでの重度の障害のある人や医療的ケアが必要な人の受入についての検討を進めます。
- ・段階的に入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の体験宿 泊利用等の利用を促進します。

②施設入所支援

■サービスの内容

施設入所者に対して居住の場を提供し、主に夜間に提供される、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象)

■現状と課題

平成20年9月現在で、本市では障害のある人75人が22か所の入所施設を利用しています。このなかで新体系サービスに移行し施設入所支援事業を実施する事業所は10か所であり、平成20年度における施設入所支援サービスの利用者は28人となる見込みです。

今後の特別支援学校の卒業生の障害の状況をみると、在宅で支えることが困難な重度の障害のある人が数名いますが、施設入所支援サービスについては、施設入所定員の拡大が見込まれず、サービスを希望される場合の対応が緊急の課題となっています。

施設入所から地域への移行を推進していくにあたっては、施設入所 を希望する障害のある本人や家族のニーズを見極め、適切なサービス の提供が必要です。

■サービス量の見込み

平成20年9月現在の利用者数をもとに、平成18年10月から平成20年9月までのサービス利用者数の増減の状況や旧法入所施設の新体系サービスへの移行予定を反映させてサービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

Z / I / I / I / I / I / I / I / I / I /						
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		
施設入所支援	人・月	672	720	840		
	人	56	60	70		

- ・湖東地域障害者自立支援協議会において、サービス利用希望者の施設入所支援の必要度合や在宅生活支援の方法等を検討し、適正なサービス必要量を把握するとともに、施設入所待機期間中の在宅支援サービス確保に努めます。
- ・既存事業所の新体系サービス移行に伴い、現入所施設利用者が施設 入所サービスの利用が困難とならないよう、既存施設と連絡調整を 密にします。
- ・入所を必要とする障害のある人に適切に対応できるよう、施設入所サービスの利用調整を進め、また、事業所が行う施設拡張等に対する支援を行います。
- ・地域のグループホームなどを利用しながら、施設入所者が地域生活を 体験できる機会を提供し、円滑な地域移行を支援します。

(4)相談支援

①サービス利用計画

■サービスの内容

自らサービス利用の調整が困難な障害のある人に対し、相談支援専 門員がサービス利用計画を作成し、生活全般にかかる相談やサービス 事業者等との連絡調整を行います。

■現状と課題

介護者の高齢化等に伴い、単身世帯等の障害のある人も増えつつあり、また、障害のある人の地域移行にも伴って、サービス利用調整に係る支援の必要性は高まってきています。

平成 20 年度におけるサービス利用計画の利用者は 25 人で、うち 16 人は単身等で自らサービスの利用調整ができない理由からの利用となっています。

より適切なサービス計画をめざすためには、事業者とともに指定相談支援事業所の質的向上を図る必要があり、障害福祉サービス提供事業所の情報や法定サービス以外の情報についても的確に把握し、提供していくことが求められています。

また、湖東福祉圏域においては、委託相談支援事業所 2 か所を除く と、指定相談支援事業所が無く、障害福祉サービスを利用する人が増加すると、これに対応できない可能性もあるので、指定相談支援事業 所を増やしていくなどの対策も必要になります。

■サービス量の見込み

平成 18 年度、平成 19 年度のサービス利用者数をもとに、1 年当たりの利用者数の伸びとサービス事業者の新体系サービスへの移行希望を見込んでサービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
サービス利用計画	人	27	29	30

- ・湖東地域障害者自立支援協議会のサービス調整機能を活かし、指定 相談支援事業者に対し、適正な計画作成への支援を図ります。
- ・様々な障害に対応できる指定相談支援事業所の確保に努めます。
- ・居宅介護サービス事業所等に対して、指定相談支援事業所の実施を 要請します。
- ・指定相談支援事業所の拡大を図るとともに、中立・公平性を高める よう促します。
- ・障害福祉に係る各種情報の収集、提供に努めます。
- ・サービス利用計画費支給対象となる人への制度利用の周知を図ります。

(5)サービス見込量総括表

自立支援給付

表 訪問系等サービス

		単位	将来推計		
		年 世	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	居宅介護	時間	18, 908	21, 659	24, 929
	冶七月設	人	110	116	122
	重度訪問介護	時間	14, 278	15, 211	17, 757
	主 及初问月	人	14	15	17
訪問系	<二 €h +亚 ∈#	時間	3, 928	4, 360	4, 984
系	行動援護	人	36	38	39
	重度障害者等包 括支援	時間	0	0	0
		人	0	0	0
	全体	時間	37, 114	41, 230	47, 670
	土 14	人	150	159	167
Z	短期入所	人・日	2, 419	2, 592	3, 232
その他		人	67	78	88
10	相談支援	人	27	29	30

※訪問系サービスの全体の人数は実人数で、各サービスの合計とは異なります。

Chapter

5

表 日中活動支援サービス見込量

日中活動支持	χ, c,		将来推計		
		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
所体系サービ	ス				
児童デイ		人・日	4, 741	4, 841	5, 535
サービス		人	118	122	125
療養介護		人・月	12	12	12
冰及刀咬		人	1	1	1
生活介護		人・日	30, 168	33, 264	38, 544
		人	161	172	192
自立訓練		人・日	792	792	792
(機能訓練	()	人	3	3	3
自立訓練		人・日	264	264	264
(生活訓練	.)	人	1	1	1
就労移行支	接	人・日	5, 016	5, 016	5, 280
3,0,5 1,5 1,5 2		人	19	19	20
就労継続支	援	人・日	264	264	1, 584
(A型)		人	1	1	6
就労継続支	援	人・日	39, 336	44, 184	45, 240
(B型)		人	149	167	171
法事業所等					
療護施設	身障	人・日	5, 760	5, 760	3, 240
// IX IX II U IX	2314	人	16	16	9
	身障	人・日	0	0	0
更生施設	2314	人	0	0	0
<u></u>	知的	人・日	11, 880	11, 160	0
	,,,,,	人	33	31	0
	身障	人・日	624	264	0
	-311	人	2	1	0
授産施設	知的	人・日	12, 144	10, 560	10, 560
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		人	46	40	40
	精神	人・月	0	0	0
	(通所)	人	0	0	0
その他旧法	通所施	人・月	0	0	0
設		人	0	0	0
共同作業所		人・月	0	0	0
(法定外)		人	0	0	0
精神障害者		人・日	792	792	792
生活訓練施	設	人	3	3	3

旧体系サービス

表 旧体系サービス 居住支援サービス見込量

24				将来推計	
		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
旧体系施設		人・月	312	228	108
療護施設	身障	人・月	192	192	108
更生施設	知的	人・月	60	36	0
授産施設	身障	人・月	12	0	0
汉庄旭以	知的	人・月	0	0	0
生活H、福	祉H等	人・月	48	0	0
新体系		人・月	1, 356	1, 548	1, 848
施設入所支	援	人・月	672	720	840
共同生活援 プホーム) 及 活介護(ケア	なび共同生	人・月	684	828	1, 008
計		人・月	1, 668	1, 776	1, 956

Chapter

5

2 地域生活支援事業の必要な見込み及び見込量確保の ための方策

(1)相談支援事業

■サービスの内容

障害のある人のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を 行います。また、賃貸住居への入居や成年後見制度利用への支援を行 います。事業の体系は次のとおりです。

相談支援事業

◎相談支援事業

障害者相談支援事業…障害のある人からの相談に応じます。 地域自立支援協議会…中立・公平な相談支援事業の推進、関係機関の 連携強化、社会資源の開発・改善等のための協 議会の運営

◎相談支援機能強化事業

専門的職員を配置し、困難ケースへの対応や地域自立支援協議会を 構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導や助言を行います。

◎住宅入居等支援事業

賃貸契約に支援が必要な障害のある人について、入居や居住の支援 を行います。

◎成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援することにより障害のある人の権利擁護を図ります。

■現状と課題

障害のある人の相談内容は広範多岐にわたり、また件数も増加しており、障害のある人本人やその家族の身近なところで、高度な専門性を持った窓口の設置と他機関との連携を適切に行うことが必要であり、本事業は、湖東福祉圏域1市4町の共同事業として実施してきています。

湖東福祉圏域では、彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップあップ21」が3障害に関する相談支援を行っているほか、地域生活支援センター「まな」が、精神障害に関する相談支援を行っています。

湖東地域障害者自立支援協議会では、相談支援事業者が中心となり個別ケースの事例研究も行ってきていますが、今日では、発達障害や高次

脳機能障害に係る相談も増加しており、利用者に身近な場所での相談ができるよう、湖東地域障害者自立支援協議会との連携を強化するとともに、関係機関のネットワーク作りが必要となっています。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施箇所数を見込みました。

表 サービス見込量(年間)

	X / C/NDEX (TIM)					
	サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
相詞	談支援事業					
	障害者相談支援 事業	箇所数	2	2	2	
	地域自立支援協 議会	箇所数	1	1	1	
	町相談支援機能強 事業	箇所数	実施	実施	実施	
住!	宅入居等支援事業	箇所数	未実施	実施検討	実施検討	
	年後見制度利用支 事業	箇所数	実施	実施	実施	

※湖東福祉圏域内箇所数

■サービス見込量確保のための方策

◆相談支援事業

- ・専門性の高い必要な支援が行えるよう、湖東福祉圏域市町の共同事業として、指定相談支援事業所の社会福祉法人とよさと運営の「ステップあップ 21」と医療法人遙山会運営の「まな」の 2 事業所に委託して引続き実施します。
- ・発達障害や高次脳機能障害等について、県の専門的な相談支援機関 と相談窓口との連携を深め、より適正な相談支援が行えるよう努め ます。

◆相談支援機能強化事業

- ・専門職員の配置および関係機関や指定相談支援事業所との連携による、困難ケースへの対応を含む専門的な相談事業を実施します。
- ・湖東地域障害者自立支援協議会において、相談事業をはじめとする 地域の障害福祉に関するシステムづくりを進めます。

◆住宅入居等支援事業

・障害のある人のニーズを踏まえながら、賃貸契約に係る種々の支援、 サービス実施事業者の確保等について検討します。

◆成年後見制度利用支援事業

・障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知を図るとと もに、低所得の障害のある人について、成年後見制度の申し立てに係 る経費等の助成を行います。

(2) コミュニケーション支援事業

■サービスの内容

聴覚障害のため意思疎通に支障がある人等に手話通訳者、要約筆記奉仕員等を派遣します。

■現状と課題

手話通訳者等の派遣については、平成 18 年 10 月から本市独自の手話 通訳者等の登録制度を設けています。市の専任通訳者(2人)および市登 録通訳者等による派遣事業に合わせて、ニーズの増大に対応できるよう、 滋賀県聴覚障害者福祉協会へも手話通訳等派遣業務を委託しています。

平成19年度の派遣状況は、市専任通訳者派遣127件、市登録者派遣と聴覚障害者福祉協会委託派遣が合わせて181件となっています。今後も、派遣ニーズは増加することが見込まれ、これらに対応できるよう通訳者等の確保とスキルアップが必要となってきています。

また、視覚障害のある人に対する代読代筆等のコミュニケーション支援の方法を検討していくことも必要です。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の延サービス利用者数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
コミュニケーション 支援事業	延利用者数 (人)	281	311	344

- ・彦根市において専任の手話通訳士、手話通訳者を配置するとともに、 市独自の手話通訳者または要約筆記者の登録制度の充実を図ります。 また、併せて通訳者等派遣事業の一部を滋賀県聴覚障害者福祉協会 に業務委託して引き続き実施します。
- ・手話奉仕員養成講座等により手話のできる市民の養成を図ります。
- ・養成講座修了者の手話サークル等への参加を促進します。
- ・手話通訳者、要約筆記登録者の増員を図ります。
- ・代読、代筆等の視覚障害のある人に対するコミュニケーション支援 の実施方法を検討します。
- ・通訳者等のスキルアップのため研修会等を実施します。

(3)日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

障害のある人に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

■現状と課題

障害のある人が持てる身体機能等を最大限に発揮し、自立生活や社会参加を行ううえで、補装具、日常生活用具は不可欠なことから、障害の状況やニーズに応じた適切な提供が必要です。

日常生活用具の給付状況を見ますと、排泄管理支援用具に係る延べ利用件数が多くなっており、平成20年10月現在で、168人が排泄管理支援用具を利用しています。

また、新たな技術開発、障害のある人のニーズの変容により、給付品目の追加や、給付対象者の見直しを希望する利用者からの声もあります。

■サービス量の見込み

これまでの実績から、下記の給付等の件数を見込みました。

表 サービス見込量 (年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
常生活用具給付等 (計)	延利用件数(件)	1,830	1, 940	2, 066
介護·訓練支援用 具	延利用件数(件)	3	3	4
自立生活支援用 具	延利用件数(件)	35	40	46
在宅療養等支援 用具	延利用件数(件)	13	10	8
情報·意思疎通支 援用具	延利用件数(件)	39	37	35
排泄管理支援用 具	延利用件数(件)	1,729	1, 832	1, 941
居住生活動作補 助用具 (住宅改修費)	延利用件数(件)	11	18	32

- ・障害の状況や程度の変化等、障害のある人のニーズに応じ、適切で きめ細かな給付等に努めます。
- ・利用を促進するための周知に努めます。
- ・日常生活用具の新たな技術開発・動向等について情報収集に努め、 追加品目の導入を図ります。
- ・低所得者層や使用頻度の高い排泄管理支援用具利用者に配慮した利用 者負担制度を講じます。
- ・利用者からの事業に対する評価・要望を把握し、実情に応じた事業実施に努めます。
- ・利用者に合った用具選定のために湖東地域リハビリテーションセンター等の療法士や用具納入事業者等と連携を取って事業の実施に努めます。

(4)移動支援事業

■サービスの内容

社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■現状と課題

移動支援は、障害のある人の地域での生活や社会参加を支える重要な要素であり、障害のある人のニーズは特に高いため、これに対応したサービスの提供が必要です。

本市では個別支援とグループ支援の二種類の移動支援事業を実施しており、視覚障害に係る移動支援について月30時間、その他の障害に係る移動支援について月20時間が利用時間の上限でしたが、平成20年度からそれぞれ50時間、30時間に拡大しています。しかしながら、第1期計画期間中に2事業所が撤退するなど、サービス提供事業所が不足しており、平成18年度から平成20年度の間ではサービス利用の伸びは微増となっています。

今後においても、利用しやすい移動支援の充実とともに、利用者の 障害の特性に対応できる円滑な事業の実施が必要であり、またサービ ス提供事業所を確保していく対策も必要となっています。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記のサービス実利用者数と延利用時間数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

X / E//儿尼重(T H)/							
サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度			
移動支援	利用実人数 (人)	96	96	108			
	延利用時間数 (時間)	8, 373	8, 373	9, 419			

- ・屋外での移動が困難な障害のある人等の外出を支援するため、指定 障害福祉サービス事業所等の協力を得て、視覚障害、重度の肢体不 自由障害、知的障害、精神障害のある人の外出支援を引き続き実施 します。
- ・個別支援、グループ支援の形態による移動支援事業の実施を図ります。
- 事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する 移動支援の柔軟な実施を図ります。
- ・発達障害のある人への移動支援事業の実施を検討します。
- ・サービス提供事業所において、車輌を利用した移動支援サービスが 円滑に行えるよう、福祉有償運送にかかる事業者の調整に努めます。
- ・サービス提供事業所を確保していくため、移動支援事業に参入していない指定障害福祉サービス事業所への働きかけるとともに、国や他市町の動向を考慮した上で、制度内容等の見直しを行います。

Chapter **5**

(5)地域活動支援センター機能強化事業

■サービスの内容

障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能強化を図ります。 事業の体系は次のとおりです。

●基礎的事業

地域活動支援センターの基本的事業として、利用者に対し、創作的 活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う。

●機能強化事業

基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施する。

・地域活動支援センターI型事業

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉および地域の社会 基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に 対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する(※)。

・地域活動支援センターⅡ型事業

地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障害のある人に対し、 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

・地域活動支援センターⅢ型事業

運営年数が概ね5年以上で、実利用人員が10人以上の、地域の障害者 団体等が実施する通所による事業(小規模作業所)。

※相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とする。

■現状と課題

◆地域活動支援センター I 型事業

湖東福祉圏域市町の共同委託事業として、「ステップあップ 21」と「まな」の 2 事業所に精神保健福祉士を配置し、交流促進活動(サロン)や 普及啓発活動を実施しています。

精神障害のある人の退院促進にあたっては、今後、センター I 型の機能をさらに強化していくことも必要と考えられます。

◆地域活動支援センターⅡ型事業

障害者自立支援法施行前に「ステップあップ 21」で実施されていた知的障害者デイサービス事業については、新体系サービスの生活介護へ移行することになりましたが、障害程度区分の関係から生活介護の対象とならない人の日常生活の場として、センター II 型事業を湖東福祉圏域市町の共同委託により、「ステップあップ 21」において実施しています。

障害のある人の身近な日中活動の場として、今後さらに利用の拡大 が図られるよう、事業内容の充実も必要となっています。

◆地域活動支援センターⅢ型事業

第1期計画においては、市内における既存の共同作業所の法人化に伴う地域活動支援センターIII型(「就労支援型地域活動支援センター」および「福祉資源型地域活動支援センター」を含む。)事業の実施を見込んでいましたが、市内にある無認可共同作業所については、障害福祉サービス事業所への移行が進み、市内では、平成21年4月以降において地域活動支援センターIIIが見込まれない状況となっています。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の実施箇所数とサービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

(Ⅰ型・Ⅱ型)

	サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援セン ター					
		箇所数	3	3	3
	基礎的事業	利用実人数 (人)	93	94	95
	機能強化事業	箇所数	2	2	2

■サービス見込量確保のための方策

◆地域活動支援センター I 型事業

- ・湖東福祉圏域市町の共同委託事業として、「ステップあップ 21」と「まな」の 2 事業所に専門職員を配置(機能強化事業)して実施します。
- •「ステップあップ 21」と「まな」における身近なセンターづくりを図 ります。
- ・各センターと地域との交流活動を促し、その支援に努めます。
- ・地域住民への障害の理解・啓発のための活動やボランティアの育成 などを促すため、その支援に努めます。

◆地域活動支援センターⅡ型事業

・湖東福祉圏域市町の共同委託事業として、「ステップあップ 21」で実施します。なお本事業では、生活介護サービスを受けることができない障害のある人を利用の対象とします。

◆地域活動支援センターⅢ型事業

・障害福祉サービス事業所への移行促進により、Ⅲ型事業は実施しないものとします。

(6)任意事業

①日中一時支援事業

■サービスの内容

障害のある人(児童)の日中における活動の場を確保し、障害のある人(児童)の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援を行います。

■現状と課題

支援費制度で実施されていた短期入所事業の日帰り利用や、市で実施していたサマーホリデーサービス事業、障害児放課後児童クラブ事業などの日中預かり的な支援事業に相当するサービスとして本サービスを提供してきており、潜在的な利用者ニーズが高くなっています。

特に、学校の夏季休暇期間中などはサービスの利用希望が多くなる 一方、サービス提供体制が十分整わない状況であったため、これまで にも長期休暇支援事業や介護型事業や楽しみ型事業の実施といった制 度変更を重ねてきており、利用者にとって、従前サービスとの違いが 理解しにくい側面もありました。

また、重度の肢体不自由障害がある人や医療的ケアが必要な人、精神障害がある人や行動援護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実も必要であり、サービス提供事業者の協力が不可欠となっています。

■サービス量の見込み

従来の関連事業の利用実績および今後の事業実施方針から、下記の サービス実利用者数と延利用日数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	利用実人数 (人)	63	75	87
口中一时又饭争未	延利用日数 (日)	3, 440	3, 752	3, 963

■サービス見込量確保のための方策

- ・障害のある人の昼間の活動の場を確保し、障害のある人の家族の就 労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし て日中一時支援事業を引き続き実施します。
- ・短期入所サービスの指定事業所や訪問系の指定障害福祉サービス事業所等の協力を得て、委託方式により実施します。
- ・小中学校の放課後や長期休暇期間における障害児の一時預かり支援 を行います。また、事業所間において対象者の調整ができるよう支援します。
- ・発達障害のある人も対象とした日中一時支援事業を実施します。
- ・重度の肢体不自由障害がある人や医療的ケアが必要な人、精神障害がある人や行動援護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実などについて、介護事業所等の調整を進めます。

②訪問入浴サービス事業

■サービスの内容

自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車を自宅に 派遣し、入浴介護を行います。

■現状と課題

地域生活への移行が進む中で、在宅で安心して暮らせるためのサービスとして提供していくこととしていますが、第1期計画を通じた実利用者は2人と少ない状況であり、他の在宅サービス利用とあわせ、 重度障害のある人の在宅生活を推進していくことが大切です。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、平成23年度までの間、下記のサービス実利用者数と延利用回数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス	利用実人数 (人)	2	2	2
事業	延利用回数 (回)	216	312	312

■サービス見込量確保のための方策

- ・介護保険の介護事業所への事業委託により実施します。
- ・従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図ります。
- ・利用者からの事業に対する評価・要求を把握し、事業実施に反映していきます。
- ・医療的ケアの必要な児童に対してのサービス提供についても検討していきます。

③社会参加促進事業

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人が社会 の構成員として、地域の中で充実した生活が送れるよう、またコミュ ニケーション、文化活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生 活の質的向上が図れるよう、各種事業を実施しています。

■事業内容

◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者スポーツを通じて体力の維持増強を図り、社会参加の意欲を養うことによって、障害のある人相互の親睦と協調を促進することを目的として、毎年秋に彦根市障害者スポーツカーニバルを実施します。また障害のある人のスポーツの場として、スペシャルオリンピックス(S0)の活動を推進し、健康や体力の増進、スキルの向上だけでなく、多くの人との交流を通じて社会性を育み、自立への向上を図ります。

◆点字・声の広報等発行事業

「広報ひこね」と「ひこね市議会だより」を、文字による情報入手が困難な障害のある人に対して、点字版とカセットに吹き込んだ音声版とにして希望者に無料で配布します。

◆奉仕員養成研修事業

聴覚に障害のある人々の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と、交流活動をするため、手話での日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、手話奉仕員養成講座を実施します。

◆自動車運転免許取得、改造助成事業

身体に障害のある人が、就労等社会参加のために自動車運転免許の 取得、及び自らが所有して運転する自動車の操作装置等の改造に要す る費用の一部を助成します。

(7)サービス見込量総括表

地域生活サービス

表 日中活動支援サービス見込量

表	P T ID 30 X	援サービス見	将来推計					
			平成 21 年度 平成 2			22 年度 平成 23 年度		
			箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数
(-	1)相談支	え 援事業						
	①相談支	反援事業						
		章害者相談支 爰事業	2		2		2	
	ti	也域自立支援 協議会	1		1		1	
	②市町相 強化事	Ⅰ談支援機能 業	実施		実施		実施	
	③住宅入原	居等支援事業	未実施		実施検討		実施検討	
	④成年後 支援事	:見制度利用 業	実施		実施		実施	
(2	2)コミュ ン支援	ニケーショ 髪事業		281		311		344
(3	等事業	活用具給付 〔 : 利用件数		1,830		1,940		2, 066
	①介護・詰	訓練支援用具		3		3		4
	②自立生活	舌支援用具		35		40		46
	③在宅療養	等支援用具		13		10		8
	④情報·意 用具	意思疎通支援		39		37		35
	⑤排泄管理	里支援用具		1,729		1,832		1, 941
	⑥居住生活動作補助用 具(住宅改修費)			11		18		32
(2		泛援事業 利用実人数、 ^{延利用時間数}	96	8, 373	96	8, 373	108	9, 419
(5	5)地域活 ター	動支援セン						
	①基礎的事	事業 利用実人数	3	93	3	94	3	95
	②機能強化	上事業	2		2		2	
			利用実 人数	延利用 日数	利用実 人数	延利用 日数	利用実 人数	延利用 日数
上言	己の他に	日中一時 支援事業	63	3, 440	75	3, 752	87	3, 963
実施業	もする事		利用実 人数	延利用 回数	利用実 人数	延利用 回数	利用実 人数	延利用 回数
		訪問入浴 サービス 事業	2	216	2	312	2	312

Chapter **5**

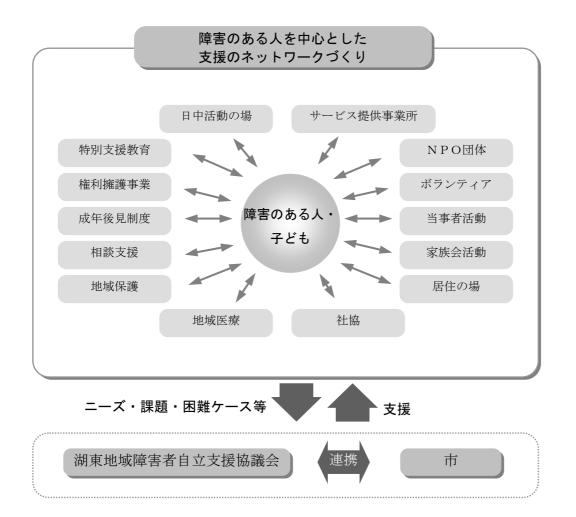
第6章 計画の進行管理

1 計画の総合的な推進体制

障害者自立支援法の目的である「障害者および障害児がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会」を実現するため、障害のある人や家族はもとより、広く市民の理解および協力を得ながら、引き続き障害者自立支援法の趣旨の普及啓発を図ります。

また、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会および行政などが、それぞれの役割を果たすとともに相互に連携強化できるしくみづくりを一層推進しながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

さらには、湖東福祉圏域全体における取り組みを視野に入れ、湖東地域障害者自立支援協議会を中心として地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に関する必要な事項の協議、検討を行うとともに事業等の実施を推進します。



Chapter **6**

2 計画の進行管理

各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況、さらに事業所の新体系への移行の点検・評価など進行管理について、行政内部での検討を行い、彦根市障害者福祉推進会議で審議します。また、湖東地域障害者自立支援協議会における、状況分析、課題、対応策等の協議結果を定期的に確認し、実践へつなげます。

Chapter

6

参考資料

1 彦根市障害者福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 彦根市総合発展計画に基づき障害福祉の推進に関する総合的な施策および重要 事項について、各団体、各機関その他市民を代表する者から意見を聴取し、審議する ため、彦根市障害者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(構成)

- 第2条 推進会議は、30 人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が 委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 障害者団体および社会福祉団体
 - (3) 障害福祉に関し学識または経験を有する者
 - (4) 障害福祉の事業に従事する者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
 - 2 委員の再任は、妨げない。

(役員および任務)

- 第4条 推進会議に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。 (会議)
- 第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。
 - 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門委員)

- 第6条 推進会議に、専門の事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。
 - 2 専門委員は、学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事 する者のうちから市長が委嘱する。
 - 3 市長は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときに、専門委員の職を解 くものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、昭和57年11月1日から施行する。

付 則(平成3年10月3日告示第70号)

この告示は、平成3年10月3日から施行する。

付 則 (平成 12 年 3 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年5月2日告示第96号)

この告示は、平成14年5月2日から施行し、改正後の彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則 (平成 18年3月10日告示第46号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

2 彦根市障害者福祉推進会議専門委員

氏 名	所属団体等	備考
あけぼの てつじ 明保能 徹爾	滋賀県湖東地域振興局 地域健康福祉部	
abi み みちろう 浅見 道朗	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	
まり よしのり 天野 佳則	精神障害者家族会 集まろう会	
いしざわ ひであき 石澤 英明	彦愛犬地域障害者生活支援センター	○副委員長
おの ゆきひろ 小野 幸弘	湖東地域障害者就業・生活支援センター	
かかばたとしみ川畑外志美	地域生活支援センター まな	
かんざき みっえ神崎 美津枝	彦根市肢体不自由児父母の会	
きしだ まきのぶ 岸田 雅信	滋賀県立甲良養護学校	
こうざか よりこ 上坂 順子	社会福祉法人 千歳会	
たかまつ こうしょう 高松 光照	滋賀県発達障害者支援センター「いぶき」	
たざわ かつお 田澤 勝男	彦根市視覚障害者協会	
たておか あきら 立岡 晄	社会福祉法人ひかり福祉会	
づけれて 辻 桂司	彦根市手をつなぐ育成会	◎委員長
かむらゅうじ中村裕次	彦根市身体障害者更生会(肢体不自由)	
white sl.t.t.h 中村 好孝	滋賀県立大学人間文化学部助教	
ましたゆうじ 眞下 祐治	社会福祉法人 かすみ会	
まつばら Lifi こ 松原 繁子	彦根市身体障害者更生会(内部)	
やませたえいりょう山瀬 鋭了	彦根市聴覚障害者協会	

[※]委員については五十音順・敬称略

第2期 彦根市障害福祉計画 平成21年3月 (平成21~23年度 第2期計画)

発行: 彦根市福祉保健部障害福祉課

 $\overline{\mp}$ 522-0041

滋賀県彦根市平田町 594 番地

TEL 0749-27-9981 FAX 0749-26-1767